

令和2年5月号

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を自転車で走る際は、歩道の車道寄りをすぐに停止できる速度で走行する。

- ② 普通自転車の車体の大きさは、長さ190センチメートル以下、幅60センチメートル以下である。

- ③ 自転車で走行中、前方に車が止まっているのを見つけたが、反対側から車や自転車が来ていなかつたので、そのまま止まっている車の横を急いで通りすぎた。

- ④ 自転車に乗る場合は、他の自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたりしてはいけない。しかし、「並進可」の標識があるところでは、3台まで並んで走ることができる。

- ⑤ 下の絵の中で交通ルールを守っていない人はいない。



交通 安 全 テ ス ト

令和2年5月号 解答・解説 (中学・高校生用)

① 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を自転車で走る際は、歩道の車道寄りをすぐに停止できる速度で走行する。【○】

A : 歩道の中央から車道寄りの部分をすぐに止まれるような速度で走行しましょう。

※ 道路交通法第63条の4第1項（自転車の歩道通行：概要）

道路交通法施行令第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識等がある場合
- ・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）
70歳以上の者
身体の不自由な人

の場合

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できない場合は、歩道を通行することができる。

● 道路交通法第63条の4第2項（自転車の歩道通行（抜粋））

普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいるときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(8) 歩道を通りのときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先ですので、自転車は歩行者の通行を妨げないように歩道の車道寄りを徐行しなければなりません。

また、スピードを出して歩道を走行することは非常に危険ですので、やめましょう。

② 普通自転車の車体の大きさは、長さ190センチメートル以下、幅60センチメートル以下である。【○】

A：普通自転車の大きさは長さ190センチメートル以下、幅60センチメートル以下と定められています。

- 道路交通法 第63条の3（自転車の通行区分）
- 道路交通法施行規則 第9条の2（普通自転車の大きさ等）

【普通自転車とは】

車体の大きさ、構造が以下の基準を満たす二輪または三輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの。

- ① 長さ190cm以内及び幅60cm以内。
- ② 側車をつけていない。（補助輪は除く）
- ③ 乗車装置（幼児用座席は除く）が一つであること。
- ④ ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にある。
- ⑤ 歩行者の危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がない。

③ 自転車で走行中、前方に車が止まっているのを見つけたが、反対側から車や自転車が来ていなかつたので、そのまま止まっている車の横を急いで通りすぎた。【×】

A：そのまま車の横を走らず、注意して十分速度を落としましょう。

- 交通の方法に関する教則第3章第2節4（歩行者などに対する注意（抜粋））
(3) 停車中の自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車の陰から歩行者が飛び出したりすることがありますから、注意して十分速度を落としましょう。

＜指導のポイント＞

駐車している車のドアが急に開いたり、車の陰から歩行者が飛び出してくることがありますので、速度を落とし、しっかりと安全確認をしましょう。

④ 自転車に乗る場合は、他の自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたりしてはいけない。しかし、「並進可」の標識があるところでは、3台まで並んで走ることができます。【×】

A：並進可の標識があっても、3台並んで走行（並進）してはいけません。

- 道路交通法第19条（軽車両の並進の禁止）
軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。
※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）
 - ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
 - ・ 自転車は、軽車両に分類される。
- 道路交通法第63条の5（普通自転車の並進）
普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））
(5) ほかの自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競争したりしてはいけません。

＜指導のポイント＞

自転車の並進は台数に関係なく、法律で禁止されています。

ただし、並進可の標識がある場合は2台まであれば並進できます。

⑤ 下の絵の中で交通ルールを守っていない人はいる。【×】

A : 守っていない人はいる。交通ルールを守っていないのは右側通行の自転車である。



● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は、道路（歩道等と車道のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等（抜粋））

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行しなければなりません。